

# 高齢者虐待防止のための指針

ケアビジョンホーム

## 1. 基本的な考え方

当ホームでは、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し全ての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

## 2. 虐待の定義

### (1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

### (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

### (3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

### (4) 性的虐待

利用者においせつな行為をすること。又は利用者においせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

利用者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

## 3. 虐待防止に向けた体制

### (1) 高齢者虐待防止委員会の設置

当ホームは虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止に向けて高齢者虐待防止委員会を設置します。

#### ①設置目的

当ホームは虐待等の発生の防止及び早期発見に加え、虐待等が発生した場合は再発防止を図ることを目的とする。

#### ②高齢者虐待防止委員会の構成員

ホーム長（管理者）

介護支援専門員

計画作成担当者

介護職

#### ③高齢者虐待防止委員会の開催

6カ月に1回定期開催します。必要時は随時。

## 4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 従業員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な

知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とする。

(2) 研修は年2回以上実施することとする。また、新規採用時には別途虐待防止のための研修を実施することとする。

(3) 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者を記録し保管することとする。

#### 5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本指針

(1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認、虐待者が従業員であった場合は厳正に対処する。

(2) 緊急性の高い場合は、市および警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

#### 6. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

(1) 利用者、利用者家族、従業員から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。

(2) ホーム内で虐待等が疑われる場合は、管理者に報告し速やかな解決につなげるよう努める。

(3) ホーム内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、従業員は日頃から虐待の早期発見に努めなければならない。

(4) 虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに必要に応じて関係機関に通報する。

#### 7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

#### 8. 虐待に掛かる苦情解決方法

(1) 虐待等苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。

(2) 苦情相談窓口で受付けた内容は、個人情報取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

(3) 対応の結果は相談者にも報告する。

#### 9. 利用者に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

#### 10. 適切に実施するための虐待防止に関する責任者選定及び設置

虐待防止責任者(担当者)は管理者とする。

#### 11. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めることとする。

<附則>

本方針は、令和6年4月1日から適用とする。